

## 資料の説明

**次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について****1. 第8期介護保険事業計画における基本指針（案）のポイント**

「基本指針」は、3年に一度の介護保険事業計画策定について国が示す「ガイドライン」です。近時の法改正の内容を踏まえ、市町村の計画に新たに記載すべき事項や記載に努める事項、記載を充実すべき事項等が示されます。

現時点では「基本指針（案）」ですが、大まかな方向については変更がないとみられるため、計画策定の参考としてまいります。

⇒ [参考資料](#) 参照**2. 第8期計画策定にかかる施策体系の変更について**

本市にとっての課題及び「基本指針（案）」の内容を踏まえて、現行計画の施策体系を見直します。

- 介護予防と健康づくりへの一体的な取り組み
- 「役割がある形での社会参加」の把握・促進
- 「共生と予防」の両輪を意識した認知症施策の推進
- まち全体で意識する「地域共生社会」の実現 等

⇒ [資料1](#) 参照

その上で、近年開始された取り組みや、施策推進に必要となる取り組みについては、次期計画への記載を予定します。

- 生活支援サービスの提供拡大の取り組み
- 介護負担軽減・介護離職の防止に資する取り組み強化
- 介護人材の確保支援の強化 等

⇒ [資料2](#) 参照